

第1回保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

○川岸課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせをしております傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

検討会の開催に際し、雇用均等・児童家庭局長の吉田より御挨拶申し上げます。

○吉田雇用均等・児童家庭局長 お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私、雇用均等・児童家庭局長の吉田でございます。

本日御出席の構成員の皆様方、本当にお忙しい中、まずはお引き受けをいただきまして、ありがとうございました。また、日頃よりそれぞれの保育事業あるいは地域の子育てについて、その遂行、または先に進めるに当たって御尽力をいただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

私ども、平成29年度末までの待機児童の解消を目指しまして、現在、待機児童解消加速化プランというものを立て、地域における受け皿の拡大を、自治体の方々に御尽力をいただきながら進めさせていただいております。これまで、平成25年度から27年度までの受け皿の整備という意味では、申込者数の伸びを上回る31.4万人分という形で進めてまいりました。また、今回、改めて保育の実施主体であります各自治体の皆様方から、今後の拡大量の見通しについて伺いましたところ、平成29年度までで、加速化プラン5年間ということですので、これで48.3万人の拡大という数字を登録いただいたところでございます、この数字は昨年公表いたしました45.6万人分、その時点での数字を2.7万人分上回るという形になってございます。

あわせて、今、申し上げたような市区町村の方々にいろいろと御努力をいただく受け皿の整備と並んで、今年度からは企業主導型保育事業というのを進めております。これによる受け皿拡大は5万人分と考えておりますので、平成25年度から29年度までの5年間で約50万人から53万人の整備をさせていただくということで、私どもは今、進めているところでございます。

一方で、保育等利用に当たっての待機児童という形につきましては、本年4月時点で2万3,553人という数を私どもは把握しておりまして、昨年の同時期と比べまして300人強増加という形になってございます。整備を進め、子どもの中における保育園に通っていただいている方の比率を上げておりますけれども、一方で待機という形で、それぞれ市区町村が把握されている数は変わらないどころか若干の微増というのが足元の実情ということになっております。

この待機児童の数の数え方につきましては、国としましても、これまで基準をお示ししまして、それに基づいて各市区町村で、個別の事情もございまして、それを踏まえた上で把握をしていただいております、特定の保育園を希望される方などの取扱いというところに

つきまして、市区町村ごとに異なるのではないかなど、国会等でもいろいろな御指摘をいただいております。

今回、構成員の皆様にご参集いただきましたこの検討会では、このような御指摘を踏まえまして、この取扱いについて現状と課題をまず把握し、その上で、構成員の皆様方の活発な御意見、御知見をいただきながら議論を行い、検討を進めさせていただければと事務局は考えてございます。

皆様方におかれましては、それぞれ現場事情に即し、また、それぞれ専門的な知見もいただきながら、闊達に御議論をいただければと私どもは期待してございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

簡単ではございますけれども、本検討会立ち上げ、また、構成員の方々に御議論をいただくに当たりまして、一言御挨拶申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○川岸課長補佐 それでは、まず、検討会の運営に当たりまして、構成員の皆様にお願ひがござひます。視覚・聴覚障害をお持ちの方などへの情報保障の観点から、御発言等がされる場合には、発言者は必ず挙手をしてください。そして、挙手をされた発言者に対し、座長から御指名をいただき、指名を受けた発言者は指名の後に発言をいただくという運営を徹底したいと考えておりますので、御協力をお願ひいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。配付資料でございますが、まず、議事次第、その後に資料1から資料9までとなっております。資料の欠落などがございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、本検討会の設置の趣旨について御説明申し上げます。資料1をご覧ください。

「1. 目的」にありますように、待機児童数につきましては、国が定めた基準に基づきまして、保育の実施主体であります各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しております。特定の保育園を希望される方などの取扱いにつきまして、市区町村ごとに異なるといった御指摘があることから、雇用均等・児童家庭局長の私的懇談会として参集を求め、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うものでござひます。

「2. 構成等」でございますが、本検討会の構成員については、資料1の別紙のとおりでございます。後ほど構成員の御紹介とともに座長の選任も行わせていただければと思ひます。

「3. 主な検討事項」でございますが、本検討会では「特定の保育園を希望する者などの取扱いについて」等を御議論いただき、今後取りまとめをお願ひしたいと考えております。

それでは、本日は第1回目の検討会となりますので、構成員の皆様を順に御紹介させていただきます。資料1の裏面の別紙に名簿がございますので、その順に御紹介させていただきます。

御紹介いたしますので、その際、御挨拶を一言、簡単でよろしいのでお願ひいたします。

まず、埼玉県福祉部少子政策課主幹の金子岳志構成員です。

- 金子構成員 皆さん、こんにちは。金子と申します。よろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 次に、粕屋町住民福祉部子ども未来課長の堺哲弘構成員です。
- 堺構成員 堺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 船橋市健康福祉局子育て支援部保育認定課長の丹野誠構成員の代理で、齊藤武志課長補佐です。
- 齊藤代理 丹野課長の代理ということで本日出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 新宿区子ども家庭部保育課長の月橋達夫構成員です。
- 月橋構成員 新宿区保育課長の月橋と申します。よろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 学習院大学法学部教授の常岡孝好構成員です。
- 常岡構成員 行政法という科目を担当しております、常岡と申します。よろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 東京成徳短期大学幼児教育科教授の寺田清美構成員です。
- 寺田構成員 保育士養成を担当しております、寺田清美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 吹田市児童部保育幼稚園室長の西村直樹構成員です。
- 西村構成員 吹田市の西村です。微力ながら、現場の状況をお伝えできたらと思います。よろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 関西大学人間健康学部教授の山縣文治構成員です。
- 山縣構成員 関西大学の山縣と申します。よろしくお願いいたします。
- 川岸課長補佐 なお、別紙の構成員名簿の一番上に書いてありますジャーナリスト・元日本経済新聞社編集委員の岩田三代構成員につきましては、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。

構成員の紹介は以上でございます。

次に、事務局の職員を紹介いたします。

まず、雇用均等・児童家庭局長の吉田でございます。

次に、大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）の吉本でございます。

次に、保育課長の巽でございます。

保育課企画官の楠目でございます。

保育課課長補佐の加藤でございます。

私は、同じく保育課課長補佐の川岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に座長の選任を行わせていただければと思います。事務局からは、山縣構成員に座長をお願いしたいと考えておりますが、構成員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○川岸課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本検討会の座長は山縣構成員をお願いしたいと思います。

また、資料2にありますように、本検討会は公開で開催し、資料及び議事録も公開することを原則とさせていただきますが、必要に応じ一部非公開とする場合もあるという取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川岸課長補佐 それでは、山縣構成員におかれましては、座長席の方へ御移動をお願いいたします。

(山縣構成員、座長席へ移動)

○川岸課長補佐 では、早速ですが、山縣座長より一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○山縣座長 御指名でございますので、座長を引き受けさせていただきます。

国民的な関心が高い待機児童問題ということですが、先ほど事務局の説明にもありましたように、ここは直接待機児童を減らすというよりも待機児童の状況を適切に把握することによって、間接的にそれが待機児童解消なり全国の捉え方を見ていく指標になるというところを御議論いただくこととなります。

構成員の皆様、特に自治体からたくさんの構成員が来ていただいていますので、それぞれの地域事情等をここで御披露いただけたらと思っております。他の構成員の方もぜひサポートをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事の方に入っていこうと思ひます。

○川岸課長補佐 ありがとうございます。

カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、御了承ください。

(報道関係者退室)

○川岸課長補佐 以降、議事の進行につきましては、山縣座長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○山縣座長 それでは、改めまして、議事の方に入っていこうと思ひますが、既に第1の案件が終わりましたので、第2案件「特定の保育園を希望する者などの取扱いの現状と課題」ということで、御説明をお願ひします。

○異保育課長 それでは、事務局より説明させていただきます。

まず、資料3をご覧ください。これは今回の検討会の題名にもなっております「保育所等利用待機児童数調査について」というものの通知でございます。これは28年4月の保育課長通知でございます。

その中で特に別紙というものがござひます。ここで「保育所等利用待機児童とは」ということで、調査日時点において、保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申し込みがされているが、利用していないものを把握することと書かれておひます。

以下、特に主な問題点が指摘されているところについて、説明させていただきます。

(注1)では、保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、

調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこととなっております。

同じページの（注7）では、他に利用可能な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含めないこととなっております。

その中で※が下にありますがけれども、他に利用可能な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業等とはということで、（1）開所時間が保護者の需要に応じている（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど）、（2）立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）となっております。

次のページ（注8）では、保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこととなっております。

次、資料4をご覧ください。「待機児童の定義の変遷」を簡単に示したものでございます。待機児童数の調査につきましては、平成6年から実施しておりまして、平成12年度以前につきましては、左上の方に書いてありますように、認可保育園以外は待機児童ということで、規定されておりました。

平成13年から平成26年におきましては、地方単独施設、地方でつくっている施設、例えば東京都認証保育園とかですけれども、そういったもの、あるいは、先ほど特定の園を希望する者ということでありましたが、特定園希望を除外したところでございます。

平成27年度におきまして、子ども・子育て支援新制度ができて、保育サービスの対象者の拡大がなされております。以前は「保育に欠ける」ということで規定されていたところでございますけれども、「保育の必要な児童」ということで規定されまして、資料の真ん中ぐらいにありますパートタイムなど全ての就労を対象化した、求職活動中の者を対象化した、あるいは、祖父母等が同居している場合も対象化したということで、対象が拡大されているところでございます。

そのことによりまして、市町村は待機児童に含めないこととしている者も含めて個別ニーズに合ったサービス提供にきめ細かに対応するということになっております。

次は、資料5でございます。このたび、9月2日に公表いたしました「待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について」ということでございます。先ほど局長から説明いたしましたことに一部重なる部分がございますが、御了承ください。

加速化プランに基づきまして、25年度から27年度に申込者数の伸びを上回る保育の受け皿整備ということで、31.4万人分を実施しているところでございます。

今回、各自治体の保育拡大量の見直しによりまして、25年度から29年度までの5年間で48.3万人の拡大を見込んでおりまして、昨年公表しました45.6万人から2.7万人上回る見込

みとなりました。さらに、企業主導型保育事業による見込み量5万人をあわせますと、25年度から29年度までの5年間の合計は50万人分から53万人分に拡大しているところでございます。

一方、平成28年度の保育所等の申込者数は256万人分で、昨年度と比較しまして、これは棒グラフでいうと青のところでございますけれども、約8.6万人増ということになっております。下の線グラフの赤字のところですけども、平成28年4月時点で待機児童者数については2万3,553人、昨年度と比較して386人の増となっているところでございます。

次の2ページをご覧ください。加速化プランにつきまして、5年間での保育拡大量の推移、27年度の保育拡大量のサービスごとの数字を書いております。あとは28年4月1日現在の保育の受け入れ枠ということで、272万という数字になっております。

3ページ目、地域別でございますけれども、これにつきましては、全国の市区町村1,741のうち、8割が待機児童がゼロということでございます。

特に都市部で多く見られている状況でございますまして、全体の74.3%を占めております。

また、下のグラフでもわかりますように、自治体の積極的な保育の受け皿整備により昨年度より待機児童が減少したところも見られ、193市区町村でございます。一方、都市部の一部の市区のように、申込者数の増加が受け皿拡大を上回って、待機児童が増加したというところでございます。これにつきましては、232市区町村ということです。

4ページ目は、各自治体の待機児童の状況を示しております。

次に5ページ目、待機児童の状況でございますけれども、待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育所等利用率につきましては年々上昇しているところでございます。特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にございまして、左のグラフでございますけれども、黄緑色のところで、28年4月1日の利用率は41.1%となっております。待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めているところでございます。赤く丸で囲っているところでございます。ゼロ歳から2歳を合わせると、約8割が占めているということでございます。今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていくということでございます。

資料6は、今、概要を説明いたしましたけれども、それを事細かに9月2日に公表したものでございます。

資料7は、今回、平成28年4月現在の全国市区町村の報告に基づきまして、申込者数の状況、あるいは保育所等を利用している者、こども園、あるいは地域型保育事業、特例保育、地方単独事業を利用している者、育休、特定の保育園のみを希望している者、求職活動を休止している者、最後に待機児童という形で、各自治体においてこういう数値が出ているということで、今回の議論の参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

資料3から7に基づいて、現在の状況を御報告いただきました。

これからしばらくの時間、今日は特定のものをまとめるということはありませんのでそれぞれの、特に自治体の状況等を聞かせていただきながら議論をしていこうと思います。

早速ですけれども、基本的には自由ということになりますが、とりあえず自治体の方から声を上げていただくと非常にありがたいという気はするのですけれども、いかがでしょうか。

では、金子構成員、よろしく申し上げます。

○金子構成員 埼玉県ですが、直接的には各市町村になりますので、私が言ってしまうと全部埼玉県の状況ということになってしまうのですが、とりあえず私が聞いている範囲ということで、市町村の状況をお話ししたいと思います。

まず、特定の保育所を希望している者の関係でお話ししますと、通えるかの判断が市町村によっては行政の方で決めている場合と保護者の方で判断している場合と両方あります。保護者が通えないと、それは待機と判断するということもあります。逆に、行政の方で機械的に何キロとか、あるいは一定の範囲を決めて、そこについては通える範囲と決めているところがあります。

あと、希望する保育所の数を1園だけ出しているところはだめだとか、あるいは2園とか3園とか、そこもいろいろです。

あと、通える範囲ですね。時間でいうのか、キロでいうのか、そういったところもいろいろ聞いております。交通手段、通勤経路、例えば自宅と駅との間ではなくて、逆方向に行ってしまう場合にどう取り扱うかというところを個別に判断している場合もあります。

よく言われるのは兄弟で同じ保育所、これは特定の保育所としてだめなのか、待機と見るのかというのも市町村によって判断が分かれています。

27年度からの話なのですけれども、小規模保育が始まったのですが、小規模保育では嫌だという人についての取扱い、これも待機と見るのか、見ないのかというので分かれているという話を聞いております。

とりあえず特定の保育所の話はそういった感じで、ついでに求職活動もハローワークの登録を確認していたり、具体的な求職活動をちゃんと詳しく聞いたりというようなことまでやっているところとか、そうではなくて書類のみで確認していたりということが、市町村によって違いがあるという状況をこちらではとりあえず把握しています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

幾つかのポイントがあったと思います。これも含めて、他の自治体さんで、うちではこうしていますというのがあれば、あわせて御報告をいただけたらと思います。

西村構成員、よろしく申し上げます。

○西村構成員 吹田市なのですけれども、今年4月1日で申請がありながら案内できなかった方というのが945人いらっしゃいまして、私的理由で除外させていただいた方は351人います。その判定の仕方なのですけれども、1園だけ挙げておられる方はすごく除外しや

すいのですが、第24希望ですとか、すごい数を挙げておられますので、そこを基本的には
どういう手段で登園されるかというのは、入園の申請のときに書いていただいています、
交通手段によって、歩きか、自転車か、車かということで、歩きでしたら時速4キロ、自
転車でしたら8キロ、車でしたら20キロということで決めまして、実際の経路をはかって、
時間を計測しています。例で20分から30分ということですので、それでしたら25分という
ことで、その範囲に入っているかどうかというところで除外するかを決めています。そう
いう手段が不明な場合は経路で測って2キロ以内かどうかというところで、これは余りな
いのですが、そういったところで決めています。

周辺の市町村を聞きますと、直線距離で5キロであったり、2キロであったり、さまざま
までございまして、あるいはそれぞれの入所担当のケースワーカーの一存で決まっていく
という話もございまして、本当にばらばらな状況でございまして。

先ほどおっしゃいました、兄弟で同じ園に入りたいというような方について、お一人は
案内できる、主に上の方が多いのですけれども、下の方は案内できないような場合は、上
のお子さんだけでしたら入りたくないという方は除外させていただいたりしています。

新制度が始まってからの傾向なのですけれども、小規模保育事業所が、10月1日にも新
規開所しています。4月1日か10月1日開所ということにしていまして、10月1日開所の
分につきましては、2歳児さんはあとその園に半年しかおられないということで、敬遠さ
れまして、枠が空く傾向がございまして。非常に空いています。ということで、10月1日の
待機児童については2歳児が非常にその辺りから除外されますので、下がる傾向にありま
す。

簡単なのですけれども、そんな状況です。

○山縣座長 ありがとうございます。

非常に細かい情報をありがとうございました。

ほか、ございますか。

月橋構成員、お願いします。

○月橋構成員 新宿区保育課長の月橋です。

新宿区の今年のご状況でございますが、昨年の168人から今年は58名ということで、待機児
童数に一定の改善が見られました。ただ、精力的に保育所を増やしているものの、まだま
だ0歳児と1歳児のところ待機児童が集中しているという状況もあり、予断を許さない
状況というのは引き続き続いているのかなと思っています。

私どもは、入口の入園の申し込みの段階で、まずは窓口で各担当がなるべくたくさん希
望園を書いてくださいという案内をしまして、入園申込書なども10園まで希望を書けるよ
うな体裁にしております、なかなか1園、2園の希望ですと、必ずしも希望した園には
入れませんというところは、繰り返し窓口で説明させていただいて、とにかくたくさん希
望を出してほしいということにまず取り組んでいるところです。

私どもも、基本的には厚生労働省からいただいている通知に沿って待機児童の数という

のは整理をしております。例えば特定の保育園の部分でいえば、うちでもおおむね2園までしか希望されていないところについては、待機児童から除外をさせていただいています。1園希望、2園希望の場合というのはそれぞれの保護者の方に個別の事情というのが非常に多岐にわたっておりますので、本来であればそうした事情を一つ一つ丁寧に精査をして、待機児童というのは出すのが必要なのかなという思いもありますけれども、現在のところは、基本的に1園、2園希望については待機児童から除外させていただいています。

あと、東京都の認証保育所というのがございまして、認証保育所は区も運営費を支弁しておりますし、なおかつ、指導検査等で保育の質の確保というのをしっかりと担保しているということでございますので、認証保育所に入っている方については、認可に入れなかったとしても、待機児童からは除外しています。

育児休業中の方の取扱いでございますが、育児休業を1年以上取得している方が保育園に入れなかった場合は、私どもは待機児童に含めております。ただ、まだ育児休業期間中の方、おおむね1年以内の方については、待機児童からは外させていただいているという状況でございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

育休中については、入所できないために延長した分については待機児童にするということですね。

○月橋構成員 はい。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、齊藤代理、お願いします。

○齊藤代理 船橋市でございます。

特定園の中での希望での除外の対象としましては、1つは今も出ていましたけれども、本当に特定の1つの園だけを御希望されている方、兄弟で同時期に同園の希望、同時同園という言い方をしていますが、全く同じタイミングで同じ園にという御希望の方も除外をしております。他に、空いている施設があると、市から電話や文書で入りませんかという一種のあっせんのような形をとるのですが、これを断られた場合ですとか、当該月の前の利用調整で利用承認をオーケーしているのだけれども、保護者さんの方でキャンセルされてきたような方についても、除外しております。

あと、市独自の認証保育につきましては、認可に準ずる形で市としても公費を投じて取り組んでおりますので、これについても外す対象としております。

希望園につきましては、私ども、保護者さんが幾つまでという制限を船橋の場合は設けておりませんので、極端にいうと、市の保育施設事業を全て御希望するということも仕組みとしてはできるということになっております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、市の方から積極的に情報提供されて、それに応じない方は除外というお話でしたけれども、これは御本人さんがもともと希望リストに入っていない園についても情報提供して、それが無理だったら除外ということになりますか。

○齊藤代理 そうですね。例えば新園が幾つかできたときに、保護者さんはもともとの希望にはないけれども、地理的に明らかに通えるだろうというところについてはお電話を差し上げたり、文書で入りませんかというお声がけをしておりますので、お声がけに対して入りませんというお話をいただいた場合については除外しております。

○山縣座長 通える範囲の中でという判断をした場合ということですね。了解しました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

堺構成員、お願いします。

○堺構成員 粕屋町でございます。お願いいたします。

粕屋町につきましては、もともとが非常に小さい町でございますので、今、26年度に約80名ほど待機がございまして、27年度、私立保育所1園と今まで私立の幼稚園であったものを認定こども園化するということで、260名定員を増やしました。待機児童がゼロになるかなと期待しておったのですけれども、22名までしか減らず、今年度、4月現在でまた57名ということで、倍増したような状況でございまして、園を整備しても追いつかない状態というところで、今、進んでおります。

現在、そういう形で9園、公立、私立含めまして保育園があるのですけれども、こちらの中で1園のみ希望されている場合は特定園の希望ということで、除外をさせていただいております。2園以上お申し込みをいただければ待機ということでカウントしておりますけれども、その際に、交通手段と利用者の方の御事情をいろいろ伺いはして、点数をつけて順位をつけておりますので、その中では加味をさせていただいておりますけれども、先ほど言いましたように小さな町で、15分もあれば町の端から端まで行けるようなところですので、交通事情と、あるいは職場の場所とか、そういったものは一切待機のカウントの都合としては考慮せずにいるような次第です。

また、小規模保育園は今、町内にはございませんので、届出保育園は同じく9園ございまして、行かれている方はいらっしゃいますけれども、こちらについては行っている、行っていないはそもそも勘案していないというところでございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

一通り各自治体の方からの様子を伺いましたけれども、事務局の資料3に基づいて、再度お話を伺えたらと思うのですが、定義のところではっきりとカウントすること、しないことと決められているものと、(注4)と(注8)については「除外することができる」、あるいは「含めないことができる」ということですから、ある程度判断が自治体側に委ねられているという文章に読めます。

先ほど、新宿の方では(注8)についての考え方を示していただいたのですが、埼玉県

の方は県で難しいかもしれません。残り4つの自治体さんで、(注4)と(注8)の取扱いがどのようになっているか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

ちょっと質問が細か過ぎましたかね。

では、またこれは次回以降、わかれば教えていただくということにさせていただいて、各自治体のお話を聞かれています、確認してみたいこととか、あるいはさらに追加で情報なり御意見を伺って、その後、常岡構成員とか、寺田構成員とか、専門家の方のお話も聞かせてもらおうと思います。もう少し自治体の状況を把握させてください。

常岡構成員。

○常岡構成員 自治体の詳しい待機児童の計算方法というか、算出の仕方について、お話しくださったのですけれども、全体としては自治体の独自性というか自主性が出ているという気がしました。資料3の、先ほど説明いただいた待機児童の定義に沿って算定を進めていらっしゃる自治体と、必ずしもそうではないかもしれない自治体があるのかなという印象を持ったのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。この定義では「含めないことができる」とか、解釈の余地がある書き方になっている部分もあると思うのですけれども、そのあたりも含めて、この定義に沿った算定というか、待機児童の数値の算出をされているのか、それとも、必ずしもこの定義にはこだわらない判断、自治体独自の政策とか方針に基づいた判断をなさっているのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○山縣座長 特に特定の自治体にまず御指名ありますか。

○常岡構成員 特にないです。

○山縣座長 では、月橋構成員からお願いします。

○月橋構成員 新宿区は、基本的に厚生労働省から示されている定義に沿って、待機児童は算出しております。ただ、先ほども申し上げたように、育児休業のところは一律全部カットというわけではなくて、育児休業を1年以上取得されている方については、もちろん待機児童に含めさせていただいているということです。

あと、新宿区の実態としまして、入園内定を出させていただくのですが、入園内定が出た後で、やはり育児休業をそのままもう少し取得して、お子さんと一緒にいたいというような形で、内定の取り消しをされる方が一定数いらっしゃるという実情もございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

齊藤代理。

○齊藤代理 船橋市は、基本的には定義の記載に沿ってやっているという考えであるのですが、具体のところ除外するときに、例えば先ほど申し上げた同時同園の場合ですとか、そういった場合について、ここにびったりはまる場所はないので、それは市の判断でやっているというところがあるかと思います。

育児休業の部分なのですが、育児休業を延長して、なお、このタイミングで入らなかったとしても、延長して対応できる方については、私どもは待機の数字から除外しております。

以上です。

○山縣座長 堺構成員。

○堺構成員 粕屋町につきましても、基本的にはこの定義に沿ったところで判断をさせていただいているつもりです。ただ、特徴的なところとしましては、例えば求職活動中ですか、あるいはその活動を休止していることの確認ができる場合という部分なのですけれども、この確認は正直、今、インターネットでも雑誌でも、いろんな手段で求職活動ができるような形で、社会的にも広がっておりますので、確認が仕切れないという部分がございます。誓約書ですとか、そういったもので自己申告をしていただくという形でほぼ判断をしておるとい感じです。なので、特に休止の場合、正直に申告をされた方が待機から除外されるという形で、課題を感じておる部分もございますけれども、何分非常に待機が多くて全年齢で待機が出ている状態ですので、定義に含まれるかどうかということ以前に、利用者からしてみたら、いずれにしても待機であるという形で、町の方からは、公に待機児童数という形でお知らせをするときは新定義の待機数をお知らせしているのですけれども、利用者の方にこのぐらいお待ちいただきますという具体的な数字をお示しするときは、いわゆる隠れ待機まで含めた全待機児童数をお知らせしているようなところでございます。そちらの方が実態に合いますので、不用意に少ない数をお示しして期待を持たせるよりはということで、実際の数をお示ししていることの方が多いです。

○山縣座長 最後の部分ですけれども、これは粕屋全体の数だけを町民の方にお伝えするのか、園単位で申込者があとこれぐらいいらっしゃいますというのを出されるのですか。第1希望について。

○堺構成員 基本的には町全体の数でお知らせをします。ただ、その後で自分がこの園で何番目なのかということを知りたい方は実情としましてはかなりたくさんいらっしゃいます。そういう場合は、随時動く数字になりますので、大体これぐらいですということで、概数をお示しすることはございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

埼玉県の方はどうでしょうか。市町村でこんな相談がありますとか、あるいは県ではこういう考え方でできるだけやるようにしていますと。

○金子構成員 埼玉県です。

先ほども言いましたように、解釈は分かれるのですが、基本的には定義どおり、各市町村で取り扱っています。ただ、今もあつたと思うのですが、求職活動の休止中とかというのははっきり、国からも特にそれ以上の見解はないので、各自自治体で判断ということになっています。

よく県として待機児童の内容を統一しないのかという話は聞かれるのですが、特にそれは保育の実施主体が市町村ということもありますので、県としては統一していなくて、実際、いろんな取扱いが変わってきてしまっていますので、ちょっと統一というのは難しいのかなと思っております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

吹田市の西村構成員、お願いします。

○西村構成員 吹田市の方でも、基本的には定義をどのように具体的にやっているかというところでやっています。入所保留も除外させていただきますし、育休の延長の場合は基本的には除外をさせていただいています。求職活動中の確認は非常にしにくい。調査日において休止しているかどうかというところはなかなか難しいところがありまして、このあたり、申し込みのときに不承諾、利用不可になったときにどうされるかというところまで聞かせていただいています。そこで判断させていただいて、求職活動を休止するというところで、申請のときに確認できているものについては除外させていただいております。

今、定義の中で預かりをする幼稚園とかも入っていますけれども、吹田市の場合はこちらで保育園と幼稚園と両方所管していますので、比較的把握しやすいところなのですが、そうではないところはどうされているのかなというのが、非常に思うところですが、

それから、今回追加された企業主導型も、把握は御本人さんに聞かないとなかなか難しいかなというところがありまして、特に権限移譲で市に認可外の監査とかがおりてきているところはいいのでしょうかけれども、そうでないところなどは特にやりにくいかなと思うところですが、

○山縣座長 1つ確認させていただきたいのですが、求職活動中のところで利用できなかった場合、どうするかというのを記入する欄がありますということでしたけれども、これは求職活動のところだけなのか、全体なのか。

○西村構成員 全体ですね。自宅なのか、職場なのか、認可外なのか。その他というところであるので、その他に書いていただいているような形です。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○常岡構成員 はい。

○山縣座長 寺田構成員、何かございますか。

○寺田構成員 寺田です。

現在、いろいろなお話を伺いまして、私は保育士養成の立場ですので、待機児童対策には保育の質の向上と保育士の処遇改善も同時進行することが大前提であると考えます。

その上で、現在の待機児童数の調査では、特定の保育園を希望する人だとか、育児休業中の人の扱いが自治体ごとに本当に異なっているのだなということが関係者の間では知られていますけれども、一部の自治体では除外している数値と合わせて公表しているということがございますけれども、一般的には待機児童数のみがひとり歩きして誤解が生じているということも現状であると思われまます。今回、28年4月時点での調査では、子ども・子育て支援制度のもとで、保育の必要性の認定を受けた申込者の数や、待機児童数以外の数も含めて公表されており、待機児童数のみがひとり歩きするおそれは少なくなるのかなと

と思いますが、改めて一覧を見ると、かなりの数の違いが大きいところもあり、不合理なばらつきが見られるような場合には、一定程度取扱いが共通化されるように検討すべきであると考えます。

つまり、自治事務としての裁量があることは大前提とした上で、不合理なばらつきについては取扱いの見直しをすることが必要なのではないかと感じます。

現在、多くの構成員の方、自治体の取扱いやその経緯なども教えていただきましたが、実際には詳しく伺って見ないとなかなかよくわからないのだなということを改めて感じました。

1つ質問させていただいてもよろしいでしょうか。新宿区の月橋構成員、大変前向きな取組をなさっていらっしゃると思うのですがけれども、やむなく育休をやめた方への対応とか、その後へのフォロー、追跡だとかということはなさっていらっしゃるのでしょうか。そのあたりのところを少し教えてください。

○山縣座長 月橋構成員、お願いします。

○月橋構成員 基本的には、待機となられた後もきめ細かなフォローというところまでは、新宿としてはやってはいないですね。ただ、不承諾通知を出させていただいて、それをいただいた方というのはフィードバックということで、では、他にどういった保育サービスがあるのかというようなことで、改めて窓口相談にいらしたり、電話で問い合わせをいただいたりというところがございますので、私どもとしては、新宿区内のこうしたところに新規の認可保育所を開設する予定がありますよとか、あるいは定期利用保育という一つの手法も新宿区はやっておりますので、定期利用保育、一時保育です。認可保育とは違うのですが、そうしたさまざまな子育て支援サービスをそうした方々に丁寧に御案内をしているというところが現状でございます。

あと、認可がだめなら認証保育所というお話もあるのですが、新宿の場合は0歳、1歳のところは認証保育所も皆さん、認可に入れなかったときのための保険という形でかなり押さえていらっしゃるって、4月、5月の時点ではほとんどその部分は空きがないという状況なので、そうした方々への保育サービスを丁寧に御案内をしておるのですがけれども、まだまだそうしたところがきちんと現実との中でのギャップがあるかなと考えております。

○寺田構成員 ありがとうございます。

○山縣座長 月橋構成員、これも私、情報不足なので教えていただきたいのですがけれども、定期利用保育という、これまた新宿独自のやり方だと思うのですが、この中身と、それは待機児童になるのか、ならないのか、教えてください。

○月橋構成員 もともとは東京都の制度かなと思うのですが、おおむね9時から5時までの比較的短時間の就労の方を対象とした制度でございますが、新宿区の場合は認定こども園がございまして、認定こども園の中に専用室をつくって定期利用保育を行っている園がございまして、そうしたところで、比較的低年齢のお子さんを保育させていただくということでございます。もちろん定期利用保育については専用の保育士がついてきちんと保育さ

せていただく。

定期利用保育の利用の部分については、子どもは待機児童から除外をさせていただいております。

○山縣座長 これは年齢制限はありますか。

○月橋構成員 基本的には0～5歳までということで行っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の定期利用保育も含めてになるかもしれませんが、自治体の方にお尋ねをしたのですが、新しい制度で保育短時間と保育標準時間という形の大きな認定枠ができた。定員上はその区別はしていないということになりますね。そのときに、今いる待機児童の方々の中身、保育標準が待機児童の中に多いのか、短時間の方が多いのか、仮に両方ある場合に優先順位とか、定員枠に差がないということになれば、保育標準の方がまず優先的に紹介されて短時間が後になってしまうとか、その辺の短時間と標準の取扱いがどのようになっているか、市町の方々にお話をしてもらえればと思うのですが。

堺構成員、いかがですか。

○堺構成員 粕屋町だけではないのではないかと思いますけれども、申し込みをされた時点で細かく就労されている状況ですとか、あるいは同居の家族の方の状況とかをお伺いしまして、それを点数化しております。優先順位で並べるという形で、必ずその際に就労している時間の長さというところも加点の対象になってきますので、必然的に長時間働いている方のほうが優先になるという形になっております。

○山縣座長 短時間の方は点数上、上の方に上がりにくいという構造であるということですか。

○堺構成員 そうなりますね。

○山縣座長 その場合に、私立幼稚園さんベースとあえて言いたいのですがけれども、幼保連携型認定こども園もしくは幼稚園型認定こども園をやられていた場合に、開所時間がちょっと短い園がありますね。そういう場合はどうなりますか。

○堺構成員 認定こども園そのものが町内に1つしかございません。幼保連携型のものが1つだけで、若干他の認可保育園よりは短いということなのですが、それを踏まえたとこで入園調整をさせていただいているという形になるかと思えます。

○山縣座長 利用者の希望の順位がそこに絡んでくる可能性があるということ。

○堺構成 そうですね。どうしてもかなり教育に力を入れてあって園としての特色が他の保育園とかなり違うところになりますね。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

今の質問はそれで取り下げます。

ほか、構成員さん同士でお互い御質問とかありましたら。あるいは、さらに追加の情報でも結構です。いかがでしょうか。

常岡構成員、何か他に。

○常岡構成員 先ほどの質問の続きになるのですけれども、どの自治体も基本的には待機児童の定義という通知を遵守しているというか、沿っているというお話だったかなと思います。この定義に沿って実際の待機児童の算出作業を行うときに、具体のケースではなかなかどちらに判断していいのか難しいケースがあるのかなと思うのです。例えば求職活動を休止していることが確認できるかどうかというところで決めるということなのですから、確認をどういう方法でするかということについては様々な方法が考えられると思うので、どの方法をとるかでもしかしたら自治体ごとに判断にずれが生じるような気もするのですけれども、そういうことがないのか。あとは（注7）ですと保護者の私的な理由により待機しているという基準が出ているのですけれども、私的というラインをどのように判断するのかといろいろ評価があり得るかなと思うのですが。とにかく、この基準を機械的に適用できないようなケースがあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山縣座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ここの8つ示されているのではなかなか判断しにくい、別のものもちょっと入れていますとか、8つは守っているけれどもプラスの何かあるというようなことがありましたら、これはどこの自治体でも、あるいは県としてこういう市町村がありますという形でも結構です。

常岡構成員が出された（注7）の例「私的な」の中の文章ではとりあえず特定の保育所だけを希望する、あるいは特定の保育所がどこまでかというのが、1園の場合もあれば2園の場合もある。自治体でちょっと違いましたけれども、そこらあたり以外に私的な理由、特定園以外のもの、それから、兄弟で特定の園という話も幾つかの自治体から出てきて、世間から、保護者の方から時々聞こえてくる言葉だと思います。

ここの（注7）の私的な理由として解釈しているものの中に、他の例がありますでしょうか。

堺構成員。

○堺構成員 若干違うのかもしれないのですけれども、公立の幼稚園が4園ございまして、そちらの幼稚園に短時間で入園をされているのですけれども、保育園が見つければ2号認定にかえて保育園の方に入りたいという保護者がいらっしゃった場合は、一応私的というところで今、振り分けを粕屋町ではしております。

○山縣座長 待機児童にはならない。とりあえず短い時間だけでも利用できているという。

○堺構成員 はい。

○山縣座長 ほか、船橋市は何か例はありますか。

○齊藤代理 最初に申し上げた中身と重なるのですけれども、先ほどの兄弟の同時同園もそうですし、直前の利用調整で保育園の利用をオーケーと承認をお出ししたのだけれども、キャンセルされた方については待機児童のカウントから外したりはしています。

ただ、船橋市に限らないと思うのですけれども、船橋としてそういった除外を余りしていない形での市の待機児数も公開はしているので、国基準と市基準との両方を一般の方にお出ししているような形になっています。

○山縣座長 追加の質問ですけれども、国基準、国に報告する数字と市独自のもう少し緩やかな基準があると。それを公開されて、どれくらい増えますか。余り差がないのか、かなり増えてしまうのか、そこら辺はどうでしょう。

○齊藤代理 この28年4月で、船橋の場合ですと国基準待機203、市では531ですね。

○山縣座長 2倍半ぐらいになるということ。

○齊藤代理 そうですね。

○山縣座長 その大きな理由は、今、説明された中でほとんど説明できますか。

○齊藤代理 育休中ですか、求職中ですか、私的な理由でという部分を除外しているか、していないかというあたりの違いですね。

○山縣座長 ありがとうございます。

他の自治体はいかがでしょう。

西村構成員。

○西村構成員 吹田市ですけれども、同じような感じですね。申し込みされて、案内できなかった方というのは吹田市も公表しまして、945ということなのですけれども、待機児童が230います。その中には、結局希望の証明が出なかった方とか、手続的に却下みたいな感じの方も含まれていますので、申し込みをして、できなかった方と、この基準の待機児童数を出します。

おっしゃっていたように、一旦内定を出させていただいて辞退をされた方も私的理理由に入れさせてもらっています。

○山縣座長 内定を出したにもかかわらず取り下げられる理由というのまではわかりませんか。

○西村構成員 先ほど新宿区さんが言われたように、申し込みのときに通える可能性のある園、毎日のことですので送迎を考えて、通えるところは全部書いてくださいと申し上げてあります。その中でそういう形で辞退されるということで、私的ということにさせていただいています。

○山縣座長 実際の生活を考えたら送迎等が難しいという感じで、保護者の方々が利用の開始をしないということですね。

○西村構成員 そうですね。実際、第二十何希望とかまで書かれるので、全園実際に行ってシミュレーションされているわけではないと思うのです。できるだけ入りたいということで広く考えていらっしゃるのですけれども、実際に第20希望とかで決まったときに、実際に送迎のシミュレーションをしたときに、これはちょっとどなたの力を借りても自分のところでは無理だろうと判断されるのだと思います。

○山縣座長 それでも待機児童にはもうならないということなのですね。

○西村構成員 そうですね。

○山縣座長 その辺をどう考えるか。

ありがとうございます。実態としては理解できました。

堺構成員、今のあたり、何かありますか。

○堺構成員 粕屋町も本来の新定義の待機と全体を含んだ待機の差というのは2倍から4倍ぐらいの数になります。ほとんどが差の部分に入るのは1園のみ御希望のところの方という形ですね。どうしても狭い町とはいえ、歩きしか交通手段がないという方もいらっしゃいますし、兄弟児がいらっしゃるという方もいらっしゃいますので、その方がほとんどを占めるということです。

一応全部含んだところの、新定義ではない方の待機を保護者の方にはお伝えしているのですが、毎日変わる数字になりますので、100番ですと言ったところで100番目ということにかちっと数字が入ると逆に不都合が出る場合がありますので、大体それぐらいですという形でしかお伝えはしておりません。きちんと数字で公表する場合には、新定義の数字という形で少ない方の待機児童数をお知らせしているので、町としては逆に二重基準みたいな形になって、今、取扱いがむしろ難しいなと感じておりますので、できましたら新定義にかかわらず、特定の保育園を希望する者などを含めた待機児童数を公表させていただく方がうちはありがたいとちょっと感じているところです。

○山縣座長 ありがとうございます。

先ほど吹田市だったと思うのですがけれども、利用できなかった場合にはどうされますかというのは、聞いておられますか。1園しか希望していないという方の状況などは。

○堺構成員 吹田市さんのように実際、書くところがあるという形ではないです。ただ、入れないと困るのですよということで、訴えられますので、実情としては聞いておりますけれども、それを加味しようがないですね。それこそ証拠としてうちの方が調べてはっきりさせるわけにもまいりませんので、あくまで自己申告でそういう事情がありますということはお伺いして、可能であれば反映したところで入園調整はさせていただきますけれども、実情、反映のしようがないという形で伺うだけというところで終わっております。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

寺田構成員、いかがですか。

○寺田構成員 今、吹田市さんは入れない場合の調査をしていて、聞き漏らしてしまったかもしれませんが、お一人が何園ぐらいの希望を出されているのでしょうか。

○山縣座長 西村構成員。

○西村構成員 書く欄は第6希望まで用紙はあるのですがけれども、追加で全部書いていただくことも可能にしています。

○寺田構成員 わかりました。ありがとうございます。

その第6希望まで書かれて、その後の入れない場合の調査というところを聞いていただ

いているということでの利用者の満足度みたいなものは、上がっているとお考えになりますか。

○山縣座長 どうぞ。

○西村構成員 その後の追跡調査というのは保護者の方の、できる方、できない方がいらっしゃると思いますので、吹田市では、第1希望にお入りになりたいだろうということで考えていまして、第1希望にどれだけのパーセントの方を御案内できているかというのをとっています。これが5年前は71パーセントだったのですけれども、今年62%まで落ちています。入りにくくなると当然そうなるのですけれども、今年は第3希望までは82.7%入っています。市民満足度からいえば、少なくとも第3希望までにはお入りいただいたら、満足度というところでは一定理解していただけるのかなということで、そういう数字はとっています。

○山縣座長 興味深い情報でした。

○寺田構成員 ありがとうございます。

実は、私、これは23区の事例ですけれども、保育園にお入りになりたいという方に同行して伺ったことがあったのですけれども、1歳児の枠に、御希望の方が区全体で、4月1日現在350人いらした。そこに実際に入れた方は30人だった。つまり、待機児童が320人いらした。この後どうなさるのですかと尋ねると、勤務を諦める方がいらしたり、その後はどうなったのかは自治体としては追跡もしないし、存じませんということだったので、320人の待機の方が1歳児だけでもいらっしゃるのですねということ伺ったときに、少し驚きを感じました。

それに対して、今、自治体の方々の御意見を伺うと、とても丁寧にその後のフォローなどもなさっていらっしゃるのだなということ伺い、本当に自治体によって違うなということを感じました。

あと、もう一点、育児休暇に関することが、例えば4月1日に復帰をしたいという場合に、4月1日現在で今、カウントをされていませんね。11月1日の段階で申し込まれたときに育児休暇中であるということのカウントになりますから、4月1日の段階で入れなかった場合という方は、結局は待機児童にはならないですね。11月1日の段階で調査があって、入園申し込みをします。ですから、そのあたりの基準日の検討が必要なのかと感じております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

最後の部分は、大きな課題だと認識しています。

先ほどの吹田の数字に関して、第1希望入所率あるいは第3まででの入所率みたいな、うちもそういう把握をしていますよというのはありますか。特に把握はしておられないですか。何かありますか。

月橋構成員。

○月橋構成員 新宿区は、第1希望で入れたか第2希望で入れたかというところは、私どものところでは余り重視していない。つまり、もちろん第1希望だから入りやすいということは一切ないので、書いていただいた希望園の中で利用調整指数の高い順に順番に利用調整をしていくというところなので、第1希望で何パーセントぐらいの方が入れたかというところは、基本的には数字をとっていない状況でございます。

○山縣座長 船橋市はどうですか。

○齊藤代理 すみません。ちょっとそのような入所率を把握しているかどうかということ自体、私は存じ上げないです。公式にそういった統計調査をかけたということは恐らくないのではないかと思います。

○山縣座長 粕屋も同じですか。

○堺構成員 粕屋は、お申し込みのときに、全園どこでもいいですという御希望をされる方が当然一番入りやすい、御案内をしやすいので、そういうお勧めを一部しているところもありますし、そういうお申し込みのされ方をされる方が結構多いです。

なので、そもそも入れたときに、そこが第1なのか第2なのかという希望はとらないので、そういう数字はとれていないです。

○山縣座長 今の話は、いわば全園希望型ですね。それは申込者の大体何パーセントぐらいですか。半分以上がそうですよとか、1割程度ですという感覚でいうと、どんな感覚ですか。

○堺構成員 1割ということはないですけども、半分といいますか、ちょっと数字的には把握できていないです。

○山縣座長 でも、結構あるということですね。

○堺構成員 はい。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の寺田構成員の質問の部分は、私も結構重要だと思っていまして、入れたかどうかの次にあるものはきっと満足度だと思うのです。自分の行きたいところ、単に距離だけの問題ではなくて、保育の中身とか方針です。教育、保育の中身を含めて、第1希望を恐らく保護者の方々はイメージされるといったときに、この書類上の待機児童がなくなったら市町村の対策は終わりなのかという、次はより満足度の高い選択肢を調整する段階がいずれ来てほしい。そういう時代になってほしい。

ただ、とりあえず入れる状況を確保しなければ就労等ができないわけですから、第1段階と第2段階というイメージで聞いていました。

他に何かございますか。

もう一つ、私の方から、これも自治体にお聞きしたいのですけれども、保護者の声の一部に、1歳まで本当は育児休業をとりたいけれども、1歳児になったら急に入りづらくなった。むしろ地域によっては0歳児の方が入りやすいということで、育児休業を早目に切り上げて、0歳のところで申し込みをするという声を聞くことがあるのですけれども、こ

の辺は何か実感としていかがでしょうか。何かございますでしょうか。

月橋構成員、何かありますか。

○月橋構成員 今年の平成28年度の保育園の申込者数があつて、新宿区は1,804名なのです。そのうち、0歳児が約750名程度、1歳児が660名程度ということなので、1歳ではなかなか難しいという情報を皆さんも共有されているようで、入れるのならば0歳で入りたいということを御希望されている区民の方は、新宿区は非常に多いと実感しております。

○山縣座長 他の自治体は、何かそう感じられることはありますか。

西村構成員。

○西村構成員 吹田市です。

東京都というわけではないのですけれども、1歳児の問題が口コミとかで広がりますので、0歳児から入れられる傾向になってきていると思います。

入所の利用調整基準はポイント制にしていまして、できるだけ各歳児で同じようなポイントで入れるように調整しています。例えば、求職中は一番低いポイントをつけているのですけれども、0歳児がすぐ入れて、1歳児になるとそういう方はもう入れないという状況がありますので、そういうときは0歳児の定員を絞ったりして、できるだけ同じようなポイントの方が入れるように、0歳児を絞りますと翌年の1歳児の枠が広がりますので、そういう調整をしています。

○山縣座長 船橋とか粕屋は、何かお話しいただけることはありますか。

時間的にはあるので、もう少し議論してもいいかと。自治体さんの方で、他の自治体にちょっと聞いてみたいことは何かありますか。うちはここで悩んでいるけれども、どうされていますかとか。

よろしいですか。

では、お二方の構成員さん、常岡構成員、寺田構成員、何か追加で御質問等があれば、御意見でも結構ですので、何かあれば。

○常岡構成員 資料4について、確認をさせて下さい。資料4の下側、平成27年度の新制度施行のところで、待機児童の枠と申しまししょうか、定義が、オレンジの斜線で囲まれた部分で出ているわけですが、そこには、育休中の者は含まれないとか、特定園のみの希望というパターンは含まれないことになっているのですけれども、先ほどからの自治体のお話の中には、育休中の場合でも場合によっては待機児童となる可能性もあるのではないかと、そんなふうに向ったのです。それから、右の方にパートや求職活動というものが待機児童には含まれない形となっているのですけれども、これも場合によっては求職活動をしていても待機児童に算入される具体例があるのではないかと。そんな印象を持ったのですが、そのあたりはいかがでしょう。

要するに、待機児童とここで定義されているものが、育休、特定園、あるいはパートなど、その外枠をどれくらい広くとるか、あるいは、狭くとるか、そこが自治体によってもしかしたら若干のずれがあるのかなという気がするのですけれども。他の自治体のことは

多分余り情報がないということなのかもしれませんが、お近くの自治体とお比べになって、うちの自治体では、育休中の者は、この定義では外れることになっているけれども、待機児童の中に含まれるという結果になる場合もあるとか、そういうことはございますでしょうか。

○山縣座長 資料4と資料3ですね。先ほど途中で私が質問しました資料3の注8で、これは絵の描き方がちょっとまずいのではないかと。育休中は含まれる場合もあるし、含まれない場合もあると。

異課長の方から、何か。

○異保育課長 恐らく座長がおっしゃるように、ここの注8については「待機児童数に含めないことができる」となっているので、一定の裁量があります。ですから、「するものとする」では羈束的なものになるのですけれども、ここは「できる」ということなので、どちらかといえば、これは三角のような形になっているわけです。

先ほど常岡構成員からちょっと指摘がありましたけれども、このパートタイムなどの全ての就労を対象化とか、求職活動中を対象化というのは、これは資料になっているから除かれているように見えるのですが、実際はそもそも保育の中の必要な児童にこれらが含まれているという意味ですので、白抜きになっていますけれども、これは除外されているものではなくて、逆に拡大しているものでございますので、すみませんが、そこだけ御理解のほどをいただきたいと思います。

ですから、そういう意味では、先ほどの育休中のものは、どっちでも入る。三角みたいなイメージだという認識でいいのではないかと考えております。

○山縣座長 オレンジ実線の枠が待機児童で、育休中は両方にまたがっているということで、今の常岡構成員の質問を自治体に見たいのですけれども、含めないことができるという通知になっているときに、実際、どれぐらいが待機児童としてカウントされ、どれぐらいが待機児童でないとカウントするのか。細かい数字ではなくて、こっちが多いですよとか、圧倒的に差がありますよとか、その辺のレベルで、今の段階ではちょっとお答えいただけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。育休中の人が入っている可能性と入っていない可能性はどれぐらいになりますでしょうか。

月橋構成員、何かありますか。

○月橋構成員 新宿区の場合は、待機児童から除外している育休中の方が待機児童に入っている育休の方よりも多く、育休中ということで待機児童から除外している方は50名程度の数がいるかと。逆に、待機児童に含めている育休中の方は1桁だったと記憶しております。

○山縣座長 待機児童になっていない人の方が多いということですね。

○月橋構成員 多いです。

○山縣座長 船橋市はいかがですか。

○齊藤代理 ちょっと感覚的な話になってしまうのですけれども、多分育休中で待機児童

から除外している方のほうが多いのかなと思うのですが、数字的な裏づけがあるわけではないので何とも言えないところなのですけれども、現実の方法としては、受け付け段階とか申し込みを継続している中で、保護者さんから、就労証明書とか育休の職場での辞令とかといったものをいただいて、明らかに育休が期間的に余裕があるということで書面の確認等をとって、待機児童に含めないという事務をしているということになります。

○山縣座長 それも待機児童になっていない可能性が高いということですね。

粕屋町は。

○堺構成員 育休の話をするときに、全く新規にお申し込みで入りたいと言ってこられる場合ももちろんあるのですけれども、既に通われている方が育休に入られることによって一時的に退園される場合がございます。

この際に、例えば、3歳児以上の子どもさんであれば、後のことを考えて継続で入所できるのですけれども、2歳以下の方であれば一旦退園していただく。ただし、育休が終わった後に元の園に復帰できるようになるべく優先的に枠を空けておくとかという対応をしておるのですけれども、この方について待機に含めるかどうかとか、その際に、復帰される場合はやはり必ず生まれた0歳児さんがいらっしゃいますので、この方もできるだけ優先的に入所できるように調整はするのですけれども、どうしても既に待機が出ている状態で、枠がいっぱい埋まっているということで、入れない場合があります。

こういう場合も、一応取扱いとしては、含めないことができるという定義どおり取り扱ってはいますけれども、これはあくまで粕屋町としては数字上の話で、利用者の方としては、この新定義の数に含まれようが含まれまいが、いずれにしたって待機なのです。なので、そういう形で皆さんがなるべく入れるように調整をさせていただいて、利用者の方には新定義ではない方の待機という形でお知らせするというところでやっております。

○山縣座長 ありがとうございます。

去年でしたか、埼玉県の自治体だったような記憶があるのですけれども、現利用者の方々が退所するかどうかで少し話題になり、いろいろな保護者の声はなるほどと思う部分も結構ありましたし、今、堺構成員が言われた部分だと思います。

吹田は何かやっておられますか。

○西村構成員 そもそも4月1日現在で育休を取得されている方は、申し込み自体をお受けしていないのです。ですので、当然その数には上がってきませんし、4月1日現在で育休を延長された方、2月の下旬に内定を出しますので、そこで不承諾になられて延長される方は当然除外させてもらっています。

○山縣座長 先ほど堺構成員が言われた、きょうだいがいて、上のお子さんが既に利用しておられて、育休に入られた場合はどういうカウントになりますか。

○西村構成員 それも除外です。先ほど常岡構成員がおっしゃったように、就労されている方をどこまで見るのかという話だと思うのですけれども、本来は出口の定義の話で、出口の待機児童の定義でばらつきがあるというところなのですけれども、そもそも保育所に

入れるかどうかというのは、自治体の判断で月64時間で決められるわけですから、そこがそもそもばらつきがありますので、全体を把握しようということであれば、この出口とあわせて入口のところも何らかの統一的なことをしないと、結局、ほぼ同じような統一的な判断はしにくいのかなと思います。市町村によってばらつきがあります。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだいろいろな情報をお聞かせ願いたいところなのですが、大体予定の3時半ぐらいになりましたので、今の西村構成員が言われた部分で、確認しておくのを忘れたと思ったのですけれども、吹田市は、保育必要度の認定のところの保育短時間が64時間ということですね。

○西村構成員 入れるかどうか、保育の要件として、就労の要件、下限が64です。

○山縣座長 他の自治体はどうなっていますか。64ですか。48あるいは他の数字か。

○月橋構成員 新宿区は48時間です。

○山縣座長 船橋市は。

○齊藤代理 64時間。

○堺構成員 粕屋も64時間です。

○山縣座長 そこがまたなかなか保護者にはわかりづらい。市町村によって基準が違う。ただ、制度上はあくまでも認められている。48～64を標準にして、しかも短期的にはさらにその前後もオーケーという制度で進んでいるはずなので、問題がないのだけれども、利用者次元で広域利用とかのことを考えたら、市町村間に違いがあると確かにわかりづらいということではないかと思います。

ありがとうございました。

では、次の案件に進めていきたいのですけれども、今後のことなのですが、今日の情報を事務局でさらに丁寧にしていただくことをお願いすることと、今日は4つあるいは県を含めて5つの自治体から来ていただいていますけれども、他にもさまざまな御意見があるのではないか。自治体によって違いがあるのではないか。それから、当然、自治体の方以外、利用者御本人さん、そういう方々の御意見もどこかでこの結論に反映していきたいと思っております。今後のスケジュールを、事務局から少し提案といいますか、イメージを語っていただけませんか。

○異保育課長 資料8をご覧ください。

今日は本検討会の第1回目があったわけですが、第2回を10月下旬～11月上旬で、第3回を11月下旬～12月上旬に実施したいと思っております。また、自治体へのヒアリングを第1回と第2回の間で公開で実施したいと思っております。

ヒアリングの項目の素案につきましては、資料9でございます。特に今日の議論にもなりましたが、これはあくまでもヒアリングの素案でございます。

「I 求職活動を休止している者の取扱い」、求職活動の休止について、どのように確認していますか。あるいは、求職活動を休止している者の取扱いの課題は何ですか。

「Ⅱ 特定の保育園等を希望している者の取扱い」としまして、どのような者を特定の保育園等を希望している者としていますか。特定の保育園を希望している者の取扱いの課題は何ですか。

「Ⅲ 育児休業中の者の取扱い」としまして、保護者が育児休業中の場合、待機児童数に含めないこととしていますか。待機児童数に含めないこととしたのは、どのような者ですか。育児休業中の者の取扱いの課題は何ですか。

「Ⅳ その他」は、それ以外の者の取扱いにつきまして、その現状と課題について、何かありますかということで、素案を作成したところでございます。

この自治体のヒアリングにつきましては、特定の保育園を希望する者などの異なる取扱いの現状等をヒアリングできるように、対象自治体とか自治体数につきましては、検討しまして、実施したいと考えております。

このほか、先ほどの特定保育園を希望する者などの異なる取扱いについて、その他の自治体あるいは国民の皆様にご意見を募集したいと考えておるところでございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

検討会という形ではトータルで3回だけれども、1回目と2回目の間、来月に自治体のヒアリングと意見募集の2つのことを並行して行いたい。そういう提案でございます。

ヒアリングの中身については、今日の資料9で例を出していただいております。今日の議論を含めて、場合によっては少し修正なりをしていただきたいと思いますけれども、まず、この進め方あるいはヒアリング項目について、構成員の皆さん、何か御意見はございますでしょうか。

寺田構成員、どうぞ。

○寺田構成員 ただいま異保育課長からも御説明いただきましたけれども、ぜひ予定されているヒアリングについては、幅広い自治体から行っていただきたいと思います。また、ヒアリングの対象以外の自治体や実際に保育所を利用している方なども含め、意見のある方は多くいらっしゃると思いますので、幅広く意見を聴取するような方法、国民に意見を聞くような方法をとっておっしゃっていただきましたけれども、ぜひ事務局で検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山縣座長 ありがとうございます。

意見募集、2つ目の方ですね。この具体的なイメージで何かありますか。こういう形で意見募集をしたい、自治体あるいは利用者等。

○異保育課長 ヒアリング項目とは違って、意見募集については、できるだけ自由記載のような形で聞きたいと思っております。できるだけ国民の声とか、あるいは他の自治体の意見を聞くことは大事だと思いますので、ヒアリング項目よりはもう少し抽象的な質問で公募等をかけたいと思っております。

○山縣座長 これはネット等ということですか。まだそこまでは考えていないですか。

局長、どうぞ。

○吉田雇用均等・児童家庭局長 雇用均等・児童家庭局長でございます。

ちょっと補足をさせていただきますと、まず、ヒアリングの方、今、寺田構成員からいろいろな形で幅広くバランスをとってという御指摘をいただきましたので、どこの方にお声をかけるか。正直、構成員の皆さまになるべくお集まりいただけて、かつ、先方の都合のいいというマッチングが難しい状況でございますので、最大限我々なりに努力をしながら、今いただいた視点でお声をかけ、日程の調整をさせていただきたい。その際には、大変恐縮ですけれども、多少時間が長くなるとか、少し変則的な時間でセットさせていただくということも、双方の都合の中でお許しをいただきたいと思います。

その上で、ヒアリングについては、今日はこういう形でここまでのお時間、特に座長から、自治体構成員の方々にそれぞれの御実態を伺いながら、いろいろな事実をこのテーブルに乗せていただくことによって、冒頭申しました、私ども事務局として検討会の構成員の方にお願ひしたいと考えている、この問題の現状がどうなっているかということ、あるいは、どこに突っ込みどころと申すでしょうか、課題と申すでしょうか、そういうものがあるかということ等をまずは把握をして、その上で整理するという、ある意味で頭のフレームをつくっていただくような御議論だったのかなと、これまでの議論を伺いながら思っております。

そういう意味でいうと、それを伺う前につくりましたので、あえて素案と書かせていただきましたが、今日この場でお決めいただかずとも、ある程度、座長のところでおまとめいただいて、せつかくならば各自治体の方々にこういうことをある程度把握ができるような形でコメントをいただいてこのヒアリングに臨んでいただきたいと思いますということを、私どもは、構成員の皆様からいただければ、それに対してお声をかけた方々に準備をしていただいております。

その上で意見募集ということなのですが、正直、幅広くお声を伺いたいという一方で、どうしても人数の制限ですとか、自治体の方の場合は、バランスよくということでも我々事務局なりにいろいろな軸はつくり得るのですが、多くの方々の中をどうやって絞り込むかということについて、私どもは、いわゆるフェアに、かつ、時間の制約の中でまとめ切る自信が正直ありませんので、今、御指摘いただきましたように、例えば、ネットの方法があるのか、あるいは、いろいろな形で、私ども役所がやる公募の意見のやり方とかもございまして、そのあたりは少し整理をした上で、次回までに個別に構成員の皆様方、座長のお許しをいただいて、皆さま方の了解をいただいた形で、意見募集をかけるというのでしょうか、御意見を求めるような投げかけをさせていただきたいと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

ヒアリングには、日程的に合わないとか、声を直接かけることができなかった自治体さん等も、意見募集という形で出させていただくとか、あるいは、特定の団体さんに、調査票的な、ヒアリング项目的なものを出していただいて、そこに回答をいただくとか、いろいろな方法があるかと思っておりますので、今、ここで理想的な形はなかなか難しいので、で

きましたら、そういうことも含めてできるだけ制約のない形でたくさんの御意見をいただくような方法を事務局と一緒に考えさせていただけたらと思っています。

その際に、今日幾つかいただきましたけれども、とりあえずヒアリングの項目の柱といえますか、そういう部分については、ヒアリングが実際に始まる前までに、もう一度各構成員さんに問いかけをいただいて、これでいいかどうか、やりとりをして、最終のところに向かうことができたらと思っています。

今のような進め方でいかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山縣座長 日程を決めるところはなかなか今日の段階では難しいのですけれども、自治体さんの都合と我々構成員の都合で、相互にできるだけたくさん参加できるというところで判断させていただこうと思います。

ありがとうございました。

そのことも含めて、全体で今日気になったこととか、あるいは、事務局に、ヒアリングもしくは第2回の検討会までに、こういう資料がもしあれば作成しておいていただきたいとかというものはありますでしょうか。

どうぞ。月橋構成員。

○月橋構成員 今日は余り議論にならなかったのですけれども、いわゆる地方単独事業施設に通っているお子さんを含めるか含めないかというところについては、新宿区としては、先ほど言ったように、認証保育所は保育の質もかなりの部分で区が関与もしているというところも含めて、認証保育所に通っている方については待機児童に含めないという考え方を持っておるのですが、そのあたりは、今回の検討会ではそういう方向性でという理解でよろしいでしょうかという確認です。

○山縣座長 基本的には、私はそれも含めて議論をします。とりあえず現段階ではそういう事実があることだけを把握して、それをどうするかについては、今後、決めさせていただくと、進め方としては考えています。今の段階で結論はないと。

他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ヒアリングの日程は、先ほど局長の話にもありましたけれども、来ていただける団体の数と設定時間によって、どれぐらいの時間になるかあるいは時間帯になるかということも含めて、再度構成員さんにまた声をかけさせていただきますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず、今日の段階で、少し早いのですけれども、第1回の検討会をこれで終了したいと思います。

事務局にあとはお預けします。

○川岸課長補佐 次回以降の開催日程等や資料の御相談等につきましては、追って構成員の皆様に御予定を調整させていただいたり、資料の調整をさせていただいた上で、事務局

からお知らせさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山縣座長 ありがとうございます。

お疲れさまでした。